

第45回 防災カフェを開催しました。



水害から大切な命と財産を守るために

ゲスト：里深 好文 さん

(立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授)

日時：2020年1月24日(金) 18時～20時

場所：甲賀市まちづくりセンター「まるーむ」

ファシリテータ：深川 良一 さん

(立命館大学 理工学部 特命教授)

近年、局地的な豪雨で土砂災害や洪水災害が頻繁に発生しています。甲賀市の地理的特徴を含めて、どうすれば水災害から大切な命と財産を守れるのか、一緒に考えました。

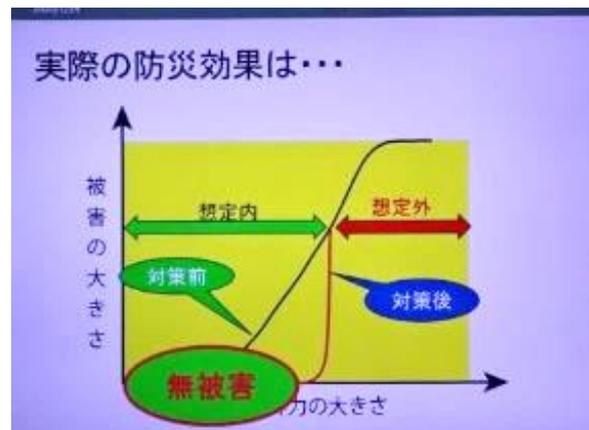
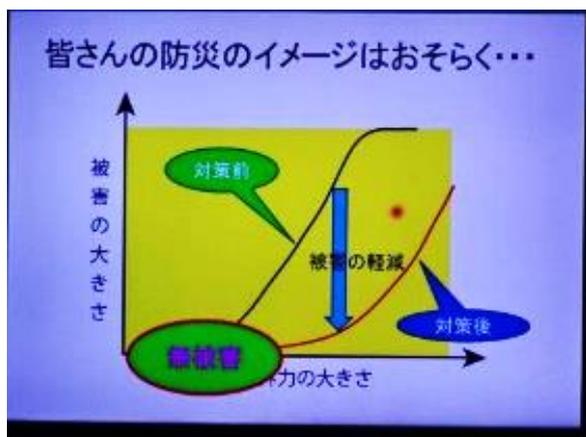


ゲスト 里深 好文 さん

最初に、土石流の映像(突然、多量の土砂が川幅いっぱい流れ下る)を見ました。近くにいれば逃げる間もなく巻き込まれてしまうということがよくわかりました。大雨のときに用水路や水田などを見に行き犠牲になる人の方が直接水害で亡くなる人よりも多いという現状があります。見に行かなくてもよいように前もって対策しておくといった心構えで水害に対処してほしいということでした。

年々、大雨が降る回数は増えてきているので、水害のリスクは大きくなってきているということで、次のような項目についてのお話を聞きました。

- ・防災には想定が必要(工学的に想定は必要。それを越える自然現象の可能性があると)



※対策によって、どんな場合も被害が軽減されるのではなく、想定内であれば無被害、それを超えると対策なしと同じ被害が出ることを理解しておかなければなりません。

- ・安全と安心は別物（対策により安全性は高まるが、それを越える可能性はある。安心してはダメ、安心の裏側には油断があること）
- ・ソフト対策にも限界がある（避難は大切だが家屋を失えば生活の再建は難しくなること）
- ・水害時の避難（人間は不安を消す情報を集める生き物。避難情報が出ていなくても、「危ない」と感じた時が避難時である。避難したが何もなかったのを「空振り（無駄だった）」ととらえず、本当の災害に備えての「素振り（練習できた）」ととらえること）
- ・行政の責任を問うだけでは問題解決にはつながらない。（一体となって災害に立ち向かうことが何よりも大切だということ。）

以下、参加者の皆さんから多くの質問がありました。その中からいくつか紹介します。

問：災害が迫ったとき、人間は不安を消す情報を集めるということでしたが、防災のマニュアルにはしっかり集めることとありますが…。

答：避難するための情報収集であれば何の問題もありません。でも、大半の人は「まだ大丈夫だ

ね」と思いたいから情報を集めます。それで後手、後手に回ってしまいます。情報をきっかけとしてもっと早い段階で避難行動にとっても構わないということです。避難するというのは、避難所を開設して避難するということではありません。今よりも安全度の高いところに避難を始めるということです。まず行動を起こすということが重要で、行動せずにじっとして情報を集めることにかまけているのが最もいけないことです。

問：避難経路を平常時から考えておくということですが、その際注意しなければならないことはどんなことですか？

答：最近タイムラインということが言われるようになりました。例えば、水害のハザードマップからは、ある場所がどのくらいの深さまで浸水するのかがわかりますが、それが時間的にどう変化するかということはありません。例えば、避難に橋を使ったり、川沿いの道路を通らなければならない場合は、川の状態が危なくなる前、避難を始めるタイミングはより早くなるということになります。逆にもっと遅い段階でも十分に逃げられる場合もあります。避難路の状況からタイミングを判断する必要があります。



会場の様子

問：区長として地域を見て回る時、どのようなことに気をつければいいのでしょうか？

答：これまでの災害でも、避難されない方に避難を呼び掛けに行って、消防団や水防団などの方が命を落とすという事例がいっぱいあります。そういうことをなくすためにも、よびかけられる側の早い対応が必要です。あきらめなければならない場合もあります。まずは自分の命を大切にすることが大事です。

問：宅地開発をする場合、土砂災害に関する規制はありますか？

答：土砂災害に関しては、「土砂災害警戒区域等に土砂災害防止対策の推進に関する法律」によって特別警戒区域と警戒区域とが指定されています。特別警戒区域で十分な対策が打てないときにはそこに住宅などは建てるべきではなく、移転を進めた方がいいというエリアになります。警戒区域は、不動産を売買するときに告知義務の一つになっています。その区域の建物に住んでいる人々に避難情報が伝わるようにしておかなければならないということになっています。滋賀県では指定がほぼ終了していますが、20年ほどかかって国内すべての指定が終了することになっています。しかし、雨量が変化してきているので、将来的にはそれを見直すということも必要になってくると思います。リスクは知った方がいいと思いますが、地価にも影響するので難しい面もあるようです。

問：甲賀市には多くのゴルフ場がありますが、水害への影響はあるのでしょうか？

答：法律上は森林を開発して、ゴルフ場にした場合、開発前と同じような遊水機能をその中に持たせるように調整池を作らなければなりません。立命館大学草津キャンパスは、もとは雑木林だったので、もともとあった池の他に、増水時には正門を入れて右側にあるグランドの中に水が入っていくようになっています。人間の開発行為によって低下した森林の保水機能は回復する必要があるということが決まっています。ゴルフ場でも開発すれば水の出方は変わるので、それを調整するための池は用意されているはずで



ファシリテータ 深川 良一 さん

里深さん、深川さん、参加者のみなさん ありがとうございました。